

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

新潟市長様

提出者

住所 新潟県新潟市東区河渡甲140番地

氏名 社会医療法人 桑名恵風会 理事長 渡邊正人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-273-2251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

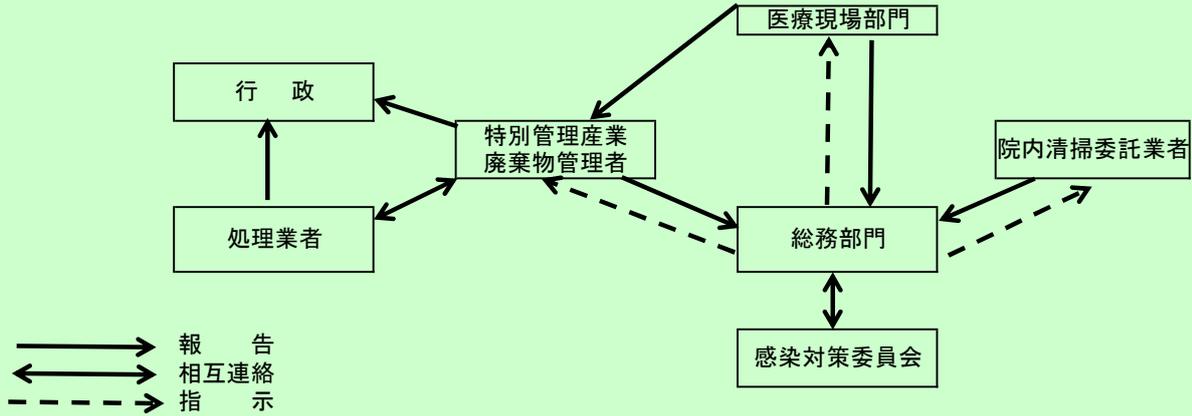
事業場の名称	桑名病院
事業場の所在地	新潟県新潟市東区河渡甲140番地
計画期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療
② 事業の規模	188床
③ 従業員数	361
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 ① 外来、病棟、各部門での医療行為（感染性廃棄物発生） ② ナースステーション内等、関係者以外が触れない場所での一時保管 ③ 委託清掃会社によりナースステーション内等で密封、屋外の保管場所まで運搬 ④ 屋外の施設のある感染性廃棄物保管所にて保管 ⑤ 収集運搬業者に委託し、中間処理場で焼却処理 ⑥ 最終処分場で管理型埋立処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】												
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物										
	排出量	69.01 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類											
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

分別の種類を回覧、掲示により徹底。感染性廃棄物の増加量を各部門に伝え、無駄を無くすよう指導を行い、排出量の削減を求めている。

【目標】												
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物										
	排出量	68.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類											
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の計画)

保健所及び院内感染対策委員会の指導により、患者処置時の感染防護具は1処置1式を徹底している。また、血液や体液に曝露してなくても、患者に触れたもの或いは病室で使用した防護具はすべて感染性廃棄物として扱うように指導を受けている。前年度の廃棄量は前々年度と比べ減少した。コロナ患者の入院数が落ち着いたことが要因と思われる。今後も医療現場と協力をしながら増加量を少しでも軽減できるように、材料の見直しや指導に努めていきたい。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

血液、体液に曝露されたもの、また、検査、処置、清拭等の際に用いるプラスチックグローブ・エプロン・マスク等、血液、体液の曝露が無くとも患者に関わる若しくは病室に入る際に使用している防護具はすべて感染性廃棄物として取り扱っている。鋭利、非鋭利を分け分別保管している。

②計画 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

コロナウイルスの感染性廃棄物に関しては、ガイドラインに沿って容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいもので種類や性状に応じて適切な容器を使用するようにしている。現状に引き続き管理を徹底する。現場への廃棄方法の指導と材料の見直しで廃棄物の減少に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
（今後実施する予定の計画）		予定なし							

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
②計画	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
（今後実施する予定の計画）		予定なし							

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（5年度）実績】										
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
実施していない										
【目標】										
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)										
予定なし										

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（5年度）実績】										
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	全処理委託量	69.01	t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	優良認定処理業者への処理委託量	69.01	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
① 現状	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
① 現状	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
委託契約を交わす際に、処理業者の許可証を確認し、優良認定処理業者から委託先を選定するようにしている。委託業者の許可の有効期限を確認し、委託基準違反とならないように努めている。										

【目標】										
① 計画	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	全処理委託量	68.00	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	68.00	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業 廃棄物の種類									
	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)										
<p>保健所および院内感染委員会の指導により、患者処置時の感染防護具は1処置1組を徹底している。また、血液や体液の曝露が無くても、患者に触れたもの或いは病室で使用した防護具はすべて感染性廃棄物として扱うよう指導を受けている。コロナ患者の入院数が減ったため、前年度は前々年度に比べ、廃棄量が減少となった。</p> <p>新型コロナウイルスが5類へ移行したが、コロナ患者に対する感染対策の対応は従来どおりとなっているため、今後もコロナ患者の数により、排出量が大きく影響すると思われる。引続き現場へは廃棄方法の指導と材料の見直しを行い、目標量内に収めるよう努力する。</p>										
【前年度（ 5 年度）実績】										
電子情報処理組織の 使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)				69.01 t				
		(今後実施する予定の取組)								
2019年4月より電子マニフェスト加入										
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



